

議 第 6 7 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）6 月 5 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部改正）

第 1 条 新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項におい
て準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対
象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童
対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律
第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以
下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行
われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務
従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、
継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するもの

をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(新潟県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、

当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「保育士」の次に「（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士」に、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者）</u>による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、<u>児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）</u>に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第31条第1項及び第47条第1項において同じ。）を修了した保育士（新潟県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) （略） 3 （略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第13条 削除</p> <p>（職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第31条第1項及び第47条第1項において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) （略） 3 （略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができ、体制を確保しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）を、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）を、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができ、体制を確保しなければならぬ。</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>(職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p>

改正後

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1～9 (略)

10 前2項の規定を適用する時は、保育士（新潟県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

改正前

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

1～9 (略)

10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年6月21日条例第43号）

改正後	改正前
<p>附 則 (略) (経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第44条第2項、第47条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (略) (経過措置)</p> <p>1 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>